環境保全措置の実施状況及び調査結果 表 V - 1 (10) 実施状況: O実施 ×未実施 △今後実施

列 No.	大項目	小項目	環境保全措置	実施状況		事後調査計画に対する対応状況	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	資料No. その他関連する環境影響 評価項目
201 202 203 204 205 206 207					(3) 地下水水質の調査 ・測定下水水質 地下水水位 地下水水位 地下水水位 地下水水位 地下水水質 の監視体制・測定目 (平成19~24年度)・測定6回(1回/2ヵ月)・測定場井戸:4地点 (2~4号公園、)内に設置)	 ・調整池に関する調査について(共通事項) 1)補正評価書 表価-2.3(P.価-6)の調査については4地点において年6回(1回/2ヵ月)調査する計画であったが、負荷が最も危惧される期間における重点的な調査を実施することとし、調査前、調査中、調査後に変化がないことを確認した。残りの期間は4地点において2ヵ月ごとの調査を行う。 ・完成した調整池への対応 2)水位については各調整池(1、3、4号調整池)に3点の観測井戸を設置して定期的に水位の変化を確認した。 ・現在工事を行っている調整池への対応 3)2号調整池の水質検査に用いる観測井戸の設置については、工事着手前に事業者と工事業者の間で検討を行い、井戸の深さ及び採水深度等について確認を行う。(資料No.12 観測井戸設置個所) 		地下水水質(完成後) 1) 予測結果の見直しの必要性 検査結果による	資料No.12 観測井戸設置個所

環境保全措置の実施状況及び調査結果 表 V - 1 (11) 実施状況: O実施 ×未実施 △今後実施

列 No.	人垻日	小項目	環境保全措置	実施状況	事後調査計画	事後調査計画に対する対応状況 事後調査の実施状況 環境保全措置の再検	資料No. その他関連する環境影響 評価項目
20	水象		第⋉章 ⋉−8 参照				
20	てけ すでにー		・洪水時(50年確立降雨)の流出量が流下能力を上回る河川・水路については、流域面積の変更、調整池の設置により下流河川における氾濫を防止する。		_	・ 洪水時における調整機能の確保 1) 計画地内に設置される調整池の規模については、事業実施区域及び下流域での氾濫状況を考慮し、洪水調整機能を雨量強度50年確立に対応する規模及び構造としている。また、清川排水路については現状で洪水時の流出量が流下能力を超えており、この事業において流域の分割、流域面積の変更を行う。東花輪川上流においては、水路を変更して、流域面積を分割し、事業地内へ流下する流域面積を減らしている。	流域の おり、ま いない
21	水の流出に係 る問題はない。 東花輪川につ					2) 各調整池の容量については、次のとおりである。アセス手続き時点 と形状等に変更があった点については、資料No.15のとおり。	
21	に面がの実出を い改く、施量のでは のなく、施量のである。 たに雨でである。 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を					名 称 貯留量(㎡) 工 法 1号調整池 1,110 (1,140) PCプレキャスト工法 2号調整池 7,770 (7,760) " 3号調整池 4,010 (3,940) " 4号調整池 5,300 (5,300) " ()内は補正評価書内資料編 7. 水象関係の『調整池貯留量算定根拠の数値。 財務	
	4 流状降をするのには 流状下ので考度をするのでの表別でを強立を強立を強立を構造をは 流状でを強立を構造をは ができるののである。 ができるののにました。 がこれてをできるのではました。 ができる。					る。 添資料を参照	

環境保全措置の実施状況及び調査結果 表 V - 1 (12) 実施状況: O実施 ×未実施 △今後実施

215 216 217		直物)	## A PE			事後調査計画に対する対応状況	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	その他関連する環境影響 評価項目
	(1) 植生の改変		第Ⅸ章 Ⅸ-9 参照						
218		供用時	・ハマスゲの生育地である法面は、ハマスゲ 生育地の部分については現状保存し、生育 環境の保全を図る。		(1) 保全すべき植物の生育 状況調査(工事中) ・調査項目 保全すべき植物の生育 状況 移植植物の管理状況、管 理体 ・調査年 2年目~7年目 (平成28年度) ・調査時期、調査頻度 各年度 春・夏・秋に各1回 ・調査場所 移植地	めているのを確認した。	平成21年度~平成23年度	希少動植物の保全 1) 予測結果の見直しの必要性有 無 2) 検討内容: 保全状況については、生育を確認した法面に杭を打つを初け、との消失防止により群棲 等環境を認出来ていることや、生育環境とに伴い仮移植先を確保事など、措置が十分に図られている為、が、今後事業が進捗する中で必要に応じて検討する。	の調査 資料No.18 希少植物ハマスゲの保護状況
221	物への影響 「イヌハギ、メハ ジキ」		・イヌハギ、メハジキについては対象事業実施区域南端に整備するビオトープ園に移植することにより、種の保全を図る。なお、ビオトープ園が整備される前に生育地でのエ東が出る。		(2) 植物調査 ア) ビオトープ園等 ・調査項目 植物	・希少動植物の保全(イヌハギ・メハジキ) 1) 定期的(隔週)に実施している工程会議において、工事区域内において確認されている希少植物の生育場所について確認し、工事による。	別添 写真のとおり ・保全すべき植物の生育状況 平成21年度 5月25日・9月17日・11月26日 平成22年度 5月31日・8月31日・12月3日		
223	「カワヂシャ」 「ハマスゲ」		事が始まるので、その間、別の場所に生育場所を確保する。また、移植場所の環境や移植時期、移植手法等について専門家の意見を聞いて移植を確実なものとする。		保全すべき植物の生育 状況 管理状況、管理体制 ・調査年 施設完成後2年目 (平成28年度)	る消失の防止を指導・確認した。 2) イヌハギ、メハジキについては、生育環境が消失することから、別の場所に生育環境(仮移植先)を確保し、生育状況を監視している。	平成23年度 6月13日·9月12日·11月7日		
224					施設完成後5年目 (平成31年度) 施設完成後10年目 (平成36年度) ・調査時期、調査頻度	3) 仮移植した個体については、5号公園に設置されるビオトープ完成後にビオトープ内に移植し継続的に生育することを確認することとしている。・ 希少動植物の保全(カワヂシャ)	・移植植物の管理状況、管理体制 平成21年度 9月17日 平成22年度 8月31日		
226			・カワヂシャについては対象事業実施区域南端に整備するビオトープ園内及び緑の回廊に整備される水路に本種の自然導入、あるいは地区外の種の移植を図る。カワヂシャは現状では整備された側溝等にも生育しているため、適応力は強いと考える。	5	春、夏、秋各1回 ・調査場所 ビオトープ園、緑の回廊、 体験農園	1) カワヂシャは対象事業実施区域南端に整備するビオトープ園内及び緑の回廊に整備される水路に分布し始めることが期待される。分布が進まない場合は地区外の種の移植を図ることとしているため現在は措置等は実施していない。	平成23年度 9月12日		
228					イ)環境保全ゾーン・調査項目植物環境保全計画の実施状況、実施体制				
229					・調査年 ビオトープ園等と同じ調 査年 ・調査時期・調査頻度 ビオトープ園等と同じ時				
230	(a) 十仅十, 小 巴維那	# B. T.	・ 対象事業実施区域内に存在する神社(2箇		期、頻度 ・調査場所 環境保全ゾーン	・鎮守の森の保全			hit ihim
231	(3) 人任个个切影響		・対家事業美施区域内に存在する神社(2箇所)及び寺(1箇所)の境内林は現状保存する。			・ 調子の業の保室 1) 計画地内に存在する、神社(2箇所)及び寺(1箇所)の林地(鎮守の森)については、計画区域から除外し、現状のまま保全することした。 2) 今後、ビオトープ園、緑の回廊、地区の森、鎮守の森等については環境保全措置が図られるよう事業終了までに整備する。			植物 ・大径樹 生態系の保全(回避) 景観・風景 人と自然とのふれあい

環境保全措置の実施状況及び調査結果 表 V - 1 (13) 実施状況: O実施 ×未実施 △今後実施

列 No.	大項目 小項目	環境保全措置	実施状況	事後調査計画	事後調査計画に対する対応状況	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	資料No. その他関連する環境影響 評価項目
234	植物・動物 (動物)	第Ⅸ章 Ⅸ-10 参照						
235	保全すべき種と 供用時して、鳥類では	・休耕田については、事業着手時より昭和町 農業委員会が昭和町農地銀行規定(遊休	0	(1) 動物(陸上動物)調査 ア) ビオトープ園等	・昭和町農地銀行及び昭和町水田農業構造改革対策	植物・動物(動物)	植物・動物(動物)	資料No.19 昭和町農地銀行規程
236	オオタカ、ハイタ カ、コアジサシ、 サンショウクイ、 は虫類でシマへ ビの生息が確	農地の有効利用、農地の斡旋等)に基づき、昭和町水田農業構造改革対策(水田の利活用の促進と多面的機能の発揮等を図り、「米作りの本来あるべき姿」の実現を目的とする。)との整合を図りつつ、水田耕作		・調査項目 陸上動物(鳥類、両生は 虫類、昆虫類) 管理状況、管理体制	1) 土地区画整理事業の着手に合わせて、昭和町が行うこととした環境 保全ゾーンにおける「農地銀行」及び「水田農業構造改革対策」の実 施状況(実績)は、10件、23,706m2である。(資料No.19 昭和町農地 銀行規程)	1) 事後調査 有 無	1) 予測結果の見直しの必要性 有 無	資料No.20 「人・農地プラン」検討会設置 要綱
237	認されており、 事業の実施に 伴う影響は以下 のとおりであ る。	希望者に斡旋し、水田としての利用を促進する。		·調査年 施設完成後2年目 (平成28年度) 施設完成後5年目 (平成31年度)	2) 国が進める「人・農地プラン」において新規就農対策により営農を開始するものに休耕田の斡旋を行った。2件7,182m2(資料No.20「人・農地プラン」検討会設置要綱)		2) 検討内容: 町では農業振興地域の 農地は食糧生産機能以外に自然 環境の形成や景観形成を維持す る為、耕作田に対し農地を集ち助成	希少種 ・オオタカ、ハイタカ、サンショウクイ ・コアジサシ ・シマヘビ
238	「オオタカ、ハイ タカ、サンショウ クイ」 事業の実施に よって、採餌、	 借り手がない休耕田については、昭和町農地銀行の規定に基づき土地区画整理組合が借受け、組合の役員が水を張り、借り手が見つかるまで水田や湿地と同様な環境づくりを行う。 	Δ	施設51年度) 施設完成後10年目 (平成36年度) ・調査時期、調査頻度 鳥類:春、夏、秋、冬各1	3) 現段階において借り手が見つからない休耕田は10件5,904m2である。		金の交付をはじめた。また、安定 的な農業経営者の育成を図る為、 農業者に対し資金面や農地銀行 を介して農地の斡旋等積極的に 行い、遊休農地等においても経営 規模拡大を目指す農業者に対して	水生生物 ・メダカ ・モノアラガイ ・シマヘビ
239	休憩等の飛来 する環境がほと んど消失するため、これらの種 の対象事業実 施区域での生 息は困難になる	・ 今後、昭和町が都市と農業の共生と調和を 考える会・昭和町農業委員会・昭和町農業 研究会連絡協議会(農業者の地区代表者 で組織)等と環境保全ゾーンの保全計画に ついて協議し、保全計画を策定、実施する ことにより、水田環境の維持、拡大を図る。	Δ	回 両生は虫類:春、夏各1回 昆虫類:春、夏、秋各1回 ・調査場所 ビオトープ園、緑の回廊、 体験農園			助成を行うなど、農地保全施策に 取り組んでいく。	生態系の保全(代償)
240	ものと予測される。	・環境保全ゾーンの地権者には、本事業の	Δ	[] 大阪四	・ 昭和町による環境保全ゾーンの保全計画の検討状況			
241	「コアジサシ」 事業の実施に よる本種の生 息環境の変化 はないものと予	実施による水田生態系の消失を環境保全 ゾーンで水田の維持、拡大、休耕田の水田 化、湿地化を行い、代償することを事業着 手前に周知し、地権者の理解と協力を得 る。			1) 環境保全ゾーンの地権者には、本事業の実施による水田生態系の 消失を環境保全ゾーンで水田の維持、拡大、休耕田の水田化、湿 地化を行い、代償することを事業着手前に周知した。	・ 本事業を実施し、保存された田畑については、・水田約1.2ha(3.3%)・畑約2.2ha(23.6%)		
242	測される。 「シマヘビ」 事業の実施に よって水田や畑 の生息環境が 消失するため、 個体数が著しく			イ)環境保全ゾーン・調査項目陸上動物(鳥類、両生は虫類、昆虫類)環境保全計画の実施状況、実施体制	2) 町では水田の多面的環境形成と農業の活性化(水田環境の維持、拡大)を図ることを目的として農地保全助成金を平成22年度から交付を始めた。また、平成25年から助成対象となる農地の制限を緩和し、小作農地、農地利用集積計画に基づく貸借権を設定された農地にも交付することとした。 (資料No.21 昭和町農業振興地域農地保全助成金の支給に関する要綱)	となっている。 ()内は事業実施前との比率		資料No.21 昭和町農業振興地域農地保 全助成金の支給に関する要 綱
243	減少するものと 予測される。	対象事業実施区域南端にビオトープ園及び緑の回廊を整備することにより、池を中	Δ	・調査年 ビオトープ園等と同じ調 査年	・ ビオトープ園及び緑の回廊等の設置に係る検討状況			希少種 ・オオタカ、ハイタカ、サンショ
244		心とした多様な環境を創出し、これまで対象事業実施区域になかった陸上動物相を形成する。		調査時期、調査頻度 ビオトープ園等と同じ時 期、頻度調査場所 環境保全ゾーン	1)対象事業実施区域南端にビオトープ園及び緑の回廊を整備については、平成26年度予定であり、今後事業の進捗あわせて詳細について決定することとしている。			ウクイ ・コアジサシ ・シマヘビ 水生生物 ・メダカ ・モノアラガイ
								・シマヘビ 生態系の保全(代償)

環境保全措置の実施状況及び調査結果 表 V - 1 (14) 実施状況: O実施 ×未実施 △今後実施

列 No.	大項目	小項目	環境保全措置	実施状況	事後調査計画	事後調査計画に対する対応状況	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	資料No. その他関連する環境影響 評価項目
245	植物・動物(水生	生物)	第区章 区-11 参照						
246	保全すべき種と して、魚類のメ ダカ、底生動物 のモノアラガイ、 は虫類のシマ ヘビが確認され た。	供用時	・休耕田については、事業着手時より昭和町 農業委員会が昭和町農地銀行規定(遊休 農地の有効利用、農地の斡旋等)に基づ き、昭和町水田農業構造改革対策(水田の 利活用の促進と多面的機能の発揮等を図 り、「米作りの本来あるべき姿」の実現を目 的とする。)との整合を図りつつ、水田耕作		(1) 動物(水生生物)調査 ア) ビオトープ園等 ・調査項目 水生生物(魚類、底生動物、水中植物) 管理体制 ・調査年	・昭和町農地銀行及び昭和町水田農業構造改革対策 1) 土地区画整理事業の着手に合わせて、昭和町が行うこととした環境保全ゾーンにおける「農地銀行」及び「水田農業構造改革対策」の実施状況(実績)は、10件、23,706m2である。(資料No.19昭和町農地銀行規程)	水生生物 1)事後調査 有 無	水生生物 1) 予測結果の見直しの必要性 有 無	資料No.19 昭和町農地銀行規程 資料No.20 「人・農地プラン」検討会設置 要綱
248	, こ。 「メダカ」 「モノアラガイ」 「シマヘビ」		希望者に斡旋し、水田としての利用を促進 する。		施設完成後2年目 (平成28年度) 施設完成後5年目 (平成31年度) 施設完成後10年目	2) 国が進める「人・農地プラン」において新規就農対策により営農を開始する 者に休耕田の斡旋を行った。2件7,182m2(資料M.20「人・農地ブラン」検 討会設置要綱)		2) 検討内容: 町では農業振興地域の 農地は食糧生産機能以外に自然 環境の形成や景観形成を維持す る為、耕作田に対し農地保全助成 金の交付をはじめた。また、安定	ウクイ ・コアジサシ ・シマヘビ
249			 借り手がない休耕田については、昭和町農業銀行の規定に基づき土地区画整理組合が借受け、組合の役員が水を張り、借り手が見つかるまで水田や湿地と同様な環境づくりを行う。 		(平成36年度) ・調査時期、調査頻度 魚類:春、夏各1回 底生動物:春、夏各1回 水中植物:春、夏各1回 ・調査場所	3) 現段階において借り手が見つからない休耕田は10件5,904m2である。		的な農業経営者の育成を図る為、 農業者に対し資金面や農地銀行 を介して農地の斡旋等積極的に 行い、遊休農地等においても経営 規模拡大を目指す農業者に対して	・メダカ ・モノアラガイ ・シマヘビ
251			・ 今後、昭和町が都市と農業の共生と調和を 考える会・昭和町農業委員会・昭和町農業 研究会連絡協議会(農業者の地区代表者 で組織)等と環境保全ゾーンの保全計画に ついて協議し、保全計画を策定、実施する ことにより、水田環境の維持、拡大を図る。	Δ	ビオトープ園、緑の回廊、 体験農園			助成を行うなど、農地保全施策に 取り組んでいく。	
252			・環境保全ゾーンの地権者には、本事業の	Δ	イ)環境保全ゾーン	・ 昭和町による環境保全ゾーンの保全計画の検討状況			
253			実施による水田生態系の消失を環境保全 ゾーンで水田の維持、拡大、休耕田の水田 化、湿地化を行い代償することを事業着手 前に周知し、地権者の理解と協力を得る。		・調査項目 水生生物(魚類、底生動物、水中植物) 環境保全計画の実施状況、実施体制	1) 環境保全ゾーンの地権者には、本事業の実施による水田生態系の 消失を環境保全ゾーンで水田の維持、拡大、休耕田の水田化、湿 地化を行い、代償することを事業着手前に周知した。	 本事業を実施し、保存された田畑については、 水田約1.2ha(3.3%) 畑約2.2ha(23.6%) となっている。 		資料No.21 昭和町農業振興地域農地保 全助成金の支給に関する要 綱
254					・調査年 ビオトープ園等と同じ調 査年 ・調査時期、調査頻度 ビオトープ園等と同じ時 期、頻度 ・調査場所 環境保全ゾーン	2) 町では水田の多面的環境形成と農業の活性化(水田環境の維持、拡大)を図ることを目的として農地保全助成金を平成22年度から交付を始めた。また、平成25年から助成対象となる農地の制限を緩和し、小作農地、農地利用集積計画に基づく貸借権を設定された農地にも交付することとした。 (資料No.21 昭和町農業振興地域農地保全助成金の支給に関する要綱)	となっている。 ()内は事業実施前との比率		希少種 ・オオタカ、ハイタカ、サンショウクイ ・コアジサシ ・シマヘビ 水生生物 ・メダカ
255 256			対象事業実施区域南端にビオトープ園及び緑の回廊を整備することにより、池を中心とした多様な環境を創出し、これまで対象事業実施区域になかった陸上動物相を	Δ		・ビオトープ園及び緑の回廊等の設置に係る検討状況 1) 対象事業実施区域南端にビオトープ園及び緑の回廊を整備については、平成26年度予定であり、今後事業の進捗あわせて詳細について決定することとしている。			・モノアラガイ・シマヘビ生態系の保全(代償)
			形成する。			いてがたりることとしている。			景観・風景人と自然とのふれあい

環境保全措置の実施状況及び調査結果 表 V − 1 (15) 実施状況: ○実施 ×未実施 △今後実施

列 No.	大項目	小項目	環境保全措置	実施状況	事後調査計画	事後調査計画に対する対応状況	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	資料No. その他関連する環境影響 評価項目
257	生態系		第区章 区-12、区-13 参	照					
258	(1) 生態系の要素	供用時	・対象事業実施区域内に存在する神社(2箇 所)及び寺(1箇所)の境内林は現状保存す	0	「植物・動物」の項に示したとおり。	・鎮守の森の保全	生態系の保全	生態系の保全	
259	(2) 生態系の機能 (3) 生態系の注目 種		が一般の中(T回加)の境内やは現代体行する。		1.263%	1) 計画地内に存在する、神社(2箇所)及び寺(1箇所)の林地(鎮守の 森)については、計画区域から除外し、現状のまま保全することし た。	1) 事後調査 有 無	1) 予測結果の見直しの必要性有無	
260	(4) 土砂の運搬に よる地域生態 系の攪乱	供用時				2) 今後、ビオトープ園、緑の回廊、地区の森、鎮守の森等については環境保全措置が図られるよう事業終了までに整備する。		2)検討内容:生け垣推進補助制度については、255件中6件と、制度の利用者が少なく、その理由として、管理について手間がかかることや、管理費の補助までは出ない	
261 262 263			・対象事業実施区域南端にビオトープ園及び緑の回廊を整備し、池、流水路を中心とした湿性草地、湿性林地、常緑樹・落葉樹等の混交林を配置し、より多様な環境を創出する。	Δ		・ビオトープ園及び緑の回廊等の設置に係る検討状況 1) 対象事業実施区域南端にビオトープ園及び緑の回廊を整備については、平成26年度予定であり、今後事業の進捗あわせて詳細について決定することとしている。		為、等の理由が考えられるが、今 後も引き続き広報誌及び地区計 画申請者にし窓口対応の中で周 知していく。	希少種 ・オオタカ、ハイタカ、サンショウクイ ・コアジサシ ・シマヘビ 水生生物 ・メダカ ・モノアラガイ ・シマヘビ
									生態系の保全(代償) 景観・風景 人と自然とのふれあい
264						・ビオト―プ園整備計画の進捗状況			生態系の保全
265						1) 詳細な検討は今後行うこととなるが、イヌハギ、メハジキ等保全した 植物等は積極的にビオトーブ園に植栽していくよう検討する			景観・風景 人と自然とのふれあい
266						2) 今後、ビオトープ園、緑の回廊、地区の森、鎮守の森等については環境保全措置が図られるよう事業終了までに整備する。			
267			・ 近隣公園内に水田、畑等の体験農園を整	Δ		・ 近隣公園内への水田・畑等の体験農園の整備に係る検討状況			生態系の保全
268			備する。			1) 体験農園整備については、道路等インフラ整備後に行うこととしており、現在は実施設計について検討を進めている。			
269			・対象事業実施区域内の公園に、落葉広葉 樹を主体に植栽する「地区の森」、潜在自 然植生であるシラカシ林を構成する種で植	Δ		・ 計画区域内に新たに整備される公園に係る検討状況 (市民の森)			資料No.22 公園整備方針
270			栽する「鎮守の森」を整備する。(P.Ⅱ-24)			1)対象事業実施区域内の公園の植栽は、落葉広葉樹を主体に「地区 の森」、潜在植生のシラカシ林を構成種とする、「鎮守の森」を整備 する。			
271						2) 現段階において想定している樹種及び植栽計画は、シラカシ、クヌ ギ等を主に植栽を配置する。(資料No.22 公園整備方針)			
272						3) 今後、ビオトープ園、緑の回廊、地区の森、鎮守の森等については環境保全措置が図られるよう事業終了までに整備する。			
273 274			・対象事業実施区域及びその周辺は昭和町 の緑の基本計画では「計画的に都市緑化 を進めるエリア」として計画されており、公 園、公共用地、道路だけでなく、宅地内緑	Δ		・緑の基本計画に係る緑化に関する取組状況(公共スペース) 1) 対象事業実施区域及びその周辺は昭和町の緑の基本計画では「計画的に都市緑化を進めるエリア」としている。(資料No.23)			資料No.23 公園緑地等に関する土地利 用計画図
275			出、なべんで、足師だけでない、それでは 化を推進するよう入居者に協力を呼びかけ る。			2) 現時点においての道路部の緑化状況については、資料No.24のとおりである。街路樹の植栽計画(表 II-2-3.7(P. II-18))は、補正評価書(表 II-2-3.7(P. II-18))において選定したハナミズキの1/3をサルスペリに変更した。その理由は、サルスペリがハナミズキと比較し、落葉し、花が咲いている期間が長いこと、また、地域の住宅や公園等にも多く植えられており、街並みに小さな変化をつけることができると期待されたためである。また、その他、緑化を行う公園、公共用地等については平成26年以降に行う。			資料No.24 道路植栽枡の位置
276						・ 緑の基本計画に係る緑化に関する取組状況(個人宅)			
277						1)対象事業実施区域及びその周辺は昭和町の緑の基本計画では「計画的に都市緑化を進めるエリア」としている。(資料Mo.23)			
278						2) 宅地内緑化を推進するため、地区計画で緑化率を定め、入居者への協力を依頼し、届出により確認している。			
279						3) 現段階において、事業着手後入居した住民数は255世帯であり、宅 地内緑化に協力が得られた世帯は255世帯(100%)である。			

環境保全措置の実施状況及び調査結果 表 V - 1 (16) 実施状況: O 実施 × 未実施 ム今後実施

列 No.	大項目	小項目 環境保全措置	実施状況	事後調査計画 事後調査計画に対する対応状況	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	資料No. その他関連する環境影響 評価項目
280		・ 「昭和町生け垣推進に関する補助要綱」	Δ	・昭和町生垣推進に関する補助要綱の利用状況等			資料No.25
281		(生け垣推進補助制度(2/3補助))に基づき、全地域の生け垣による緑化を図る。		1)「昭和町生け垣推進に関する補助要綱」(資料No.25)(生け垣推進補助制度(2/3補助))に基づき、全地域の生け垣による緑化を図ることとし、新住民等に対し、別添資料により緑化に係る補助金制度等を紹介し、新築された住宅の255件中6件が制度を利用している。			昭和町生け垣推進に関する 補助要綱 生態系の保全 景観・風景
282		・ かすみ堤沿道については樹木(各戸1本、 樹種はサクラ、ハナミズキ、ハナモモ、キン	Δ	・かすみ堤沿道に係る緑化に係る検討状況			生態系の保全(代償) 景観・風景
283		モクセイ、カエデ類等)を無償提供し、宅地		1) 関連する区域は平成26年からの工事着工を計画している。			37 100 1200 37
284		内緑化に協力を求める。これは昭和町がまちづくりの一環として実施する。(P. II -42)		2)事業着手にあたり、地域住民に対し、各戸1本、樹種はサクラ、ハナミズキ、ハナモモ、キンモクセイ、カエデ類等を無償提供し、宅地内緑化に協力を求める。これは昭和町がまちづくりの一環として実施する旨を周知するとともに、植樹に対し協力を求めることとしている。(P.II-42)			
285				3) 今後、ビオトープ園、緑の回廊、地区の森、鎮守の森等については 環境保全措置が図られるよう事業終了までに整備する。			
286				4) かすみ堤の整備にあたっては、文化財であるので教育委員会との 協議が必要。			
287		* 休耕田については、事業着手時より昭和町	ГО	・昭和町農地銀行及び昭和町水田農業構造改革対策			資料No.19
288		農業委員会が昭和町農地銀行規定(遊休 農地の有効利用、農地の斡旋等)に基づき	;	1) 土地区画整理事業の着手に合わせて、昭和町が行うこととした環境 1)事後調査 有 無	1) 予測結果の見直しの必要性	昭和町農地銀行規程
		昭和町水田農業構造改革対策(水田の利 活用の促進と多面的機能の発揮等を図り、 「米作りの本来あるべき姿」の実現を目的と する。)との整合を図りつつ、水田耕作希望		保全ゾーンにおける「農地銀行」及び「水田農業構造改革対策」の実施状況(実績)は、10件、23,706m2である。(資料No.19 昭和町農地銀行規程)		有無	資料No.20 「人・農地プラン」検討会設置 要綱
289		者に斡旋し、水田としての利用を促進する		2) 国が進める「人・農地プラン」において新規就農対策により営農を開始する者に休耕田の斡旋を行った。2件7,182m2(資料No.20「人・農地プラン」検討会設置要綱)		2) 検討内容:町では農業振興地域の 農地は食糧生産機能以外に自然 環境の形成や景観形成を維持す る為、耕作田に対し農地保全助成	ウクイ ・コアジサシ
290		* 借り手がない休耕田については、昭和町農地銀行の規定に基づき土地区画整理組合が借受け組合の役員が水を張り、借り手か見つかるまで水田や湿地と同様な環境づくりを行う。		3) 現段階において借り手が見つからない休耕田は10件5,904m2である。		金の交付をはじめた。また、安定 的な農業経営者の育成を図る為、 農業者に対し資金面や農地銀行 を介して農地の斡旋等積極的に 行い、遊休農地等においても経営 規模拡大を目指す農業者に対して 助成を行うなど、農地保全施策に 取り組んでいく。	水生生物 ・メダカ ・モノアラガイ ・シマヘビ
291		* 今後、昭和町が都市と農業の共生と調和な	Δ	・昭和町による環境保全ゾーンの保全計画の検討状況			
292		考える会・昭和町農業委員会・昭和町農業 研究会連絡協議会(農業者の地区代表者 で組織)等と環境保全ゾーンの保全計画に ついて協議し、保全計画を策定、実施する ことにより、水田環境の維持、拡大を図る。		1) 環境保全ゾーンの地権者には、本事業の実施による水田生態系の 消失を環境保全ゾーンで水田の維持、拡大、休耕田の水田化、湿 地化を行い、代償することを事業着手前に周知した。	本事業を実施し、保存された田畑については、・水田約1.2ha(3.3%)・畑約2.2ha(23.6%)となっている。()内は事業実施前との比率		
293		*環境保全ゾーンの地権者には、本事業の実施による水田生態系の消失を環境保全ゾーンで水田の維持、拡大、休耕田の水田化、湿地化を行い代償することを事業着手前に周知し、地権者の理解と協力を得る。	1	2) 町では水田の多面的環境形成と農業の活性化(水田環境の維持、拡大)を図ることを目的として農地保全助成金を平成22年度から交付を始めた。また、平成25年から助成対象となる農地の制限を緩和し、小作農地、農地利用集積計画に基づく貸借権を設定された農地にも交付することとした。			

環境保全措置の実施状況及び調査結果 表 V-1(17)

列 No.	大項目	小項目	環境保全措置	実施状況	事後調査計画	事後調査計画に対する対応状況	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	資料No. その他関連する環境影響 評価項目
294	景観·風景		第区章 区-13、区-14 参	照					H Ibm 57 ==
	(1) 地域の風景の変化(2) 主要な眺望地点からの景観の変化	供用時供用時	・対象事業実施区域内に存在する神社(2箇所)及び寺(1箇所)の境内林は現状保存し、地域に馴染んだ緑地景観を維持する。	0		・ビオト―プ園及び緑の回廊等の設置に係る検討状況 1) 対象事業実施区域南端にビオト―プ園及び緑の回廊を整備については、平成26年度予定であり、今後事業の進捗あわせて詳細について決定する。			希少種 ・オオタカ、ハイタカ、サンショウクイ ・コアジサシ ・シマヘビ 水生生物 ・メダカ ・モノアラガイ ・シマヘビ
297			・新たに整備する公園は景観性、快適性に	Δ		・ 緑地景観の多様性の確保(2号公園整備の検討状況)			生態系の保全(代償) 景観・風景 人と自然とのふれあい 生態系の保全
298			配慮し、緑化するとともに、2号公園には、落葉広葉(紅葉)樹、花木を中心に植栽する「地区の森」(290㎡)を整備し、3号公園には、潜在自然植生であるシラカシ林を構成する種で植栽する「鎮守の森」(300㎡)を整備することにより、地域の緑地景観に多様性を持たせる。(P.II-24)			1) 2号公園は、落葉広葉(紅葉)樹、花木を中心に植栽する「地区の森」(290㎡)を整備することとしている。 現段階において、植栽する樹種は、クヌギ・コナラ・カエデ類等の落葉広葉(紅葉)樹、コブシ・サクラ等である。		・ 植栽する樹種については公園整備の実施段階において周辺の環境や景観等を考慮する中で必要があれば環境保全措置の内容に沿って再度検討をする。	景観・風景
299						・ 緑地景観の多様性の確保(3号公園整備の検討状況)			
300						1) 3号公園には、潜在自然植生であるシラカシ林を構成する種で植栽する「鎮守の森」(300㎡)を整備する。 現段階において、植栽する樹種は、カシ類、ヤブツバキ、ヒサカキ、アオキ等の常緑樹及びクヌギ、コナラ、カエデ類等の落葉広葉樹等である。		・ 植栽する樹種については公園整備の実施段階において周辺の環境や景観等を考慮する中で必要があれば環境保全措置の内容に沿って再度検討をする。	
301						2) 今後、ビオトープ園、緑の回廊、地区の森、鎮守の森等については環境保全措置が図られるよう事業終了までに整備する。			
302			・ 都市計画道路、主要区画道路には、四季 の変化に富み、花も楽しめ、また昭和町内 で多く使用されている樹種と統一性を図る	0		・ 緑地景観の多様性の確保(都市計画道路道及び主要区画道路の検討 状況 その1)			景観・風景
303			ため、落葉広葉樹(ハナミズキ)を植栽し、 良好な街路景観を形成する。(P. II -18)			1) 都市計画道路、主要区画道路には、四季の変化に富み、花も楽しめ、また昭和町内で多く使用されている樹種と統一性を図るため、落葉広葉樹(ハナミズキ)を植栽することとした。			
304						2) 整備が完了した道路に植栽した樹種はハナミズキやサルスベリ等であり、これらの樹種については、落葉広葉樹で四季の変化や花が楽しめる樹木でありハナミズキとを植栽した場合と類似した景観が期待される。			
305						3) 今後の植栽についても、区域で統一性が図れるよう、樹種の選定及び整備を進める。			
306						4) 今後、ビオトープ園、緑の回廊、地区の森、鎮守の森等については 環境保全措置が図られるよう事業終了までに整備する。			
307			 ビオトープ園と2号公園とを結ぶ区画道路の 区間は緑豊かな街区を形成するため、低木 植栽(ツツジ類)を施すとともに、街路樹は 	I I		・ 緑地景観の多様性の確保(都市計画道路道及び主要区画道路の検討 状況 その2)			
308			ビオトープ園や緑の回廊に植栽される落葉 広葉樹や常緑樹、常永公園に植栽されて いる常緑樹の比較的自然林に近い林と対 照的に、四季の変化に富み、花も楽しめる 落葉広葉樹として、他の街路との整合を図 りつつ、緑の回廊の自然林的な景観と調和 をとるため、ミズキ科の在来種であるヤマ ボウシを植栽する。(P.II-18)			1) ビオトープ園と2号公園とを結ぶ区画道路の区間には、低木植栽(ツッジ類)と、街路樹はビオトープ園や緑の回廊に植栽される落葉広葉樹や常緑樹、常永公園に植栽されている常緑樹の比較的自然林に近い林と対照的に、四季の変化に富み、花も楽しめる落葉広葉樹として、他の街路との整合を図りつつ、緑の回廊の自然林的な景観と調和をとるため、ミズキ科の在来種であるヤマボウシを植栽することとした。			
309						2) 実際に植栽計画した樹種と同様な効果のある樹種は、ハナミズキ、 サルスベリであり、樹種の選定を進めた。			
310						3) 今後、ビオトープ園、緑の回廊、地区の森、鎮守の森等については 環境保全措置が図られるよう事業終了までに整備する。			

環境保全措置の実施状況及び調査結果 表 V - 1 (18) 実施状況: O実施 ×未実施 △今後実施

列 No.	大項目 小項目	環境保全措置	実施状況	事後調査計画	事後調査計画に対する対応状況	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	資料No. その他関連する環境影響 評価項目
311		・対象事業実施区域及びその周辺は昭和町の緑の基本計画では「計画的に都市緑化を進めるエリア」として計画されており、公園、公共用地、道路の緑化だけでなく、住宅地には「昭和町生け垣推進に関する補助要綱」(生け垣推進補助制度(原則2/3補助))に基づき全地域の生け垣による緑化を図る。			・昭和町生垣推進に関する補助要綱の利用状況等 1)「昭和町生け垣推進に関する補助要綱」(資料No.25)(生け垣推進補助制度(2/3補助))に基づき、全地域の生け垣による緑化を図ることとし、新住民等に対し、別添資料により緑化に係る補助金制度等を紹介し、新築された住宅の255件中6件が制度を利用している。		* 生け垣推進補助制度については、 255件中6件と、制度の利用者が 少なく、その理由として、管理について手間がかかることや、管理費 の補助までは出ない為、等の理由 が考えられるが、今後も引き続き 広報誌及び地区計画申請者にし 窓口対応の中で周知していく。	資料No.25 昭和町生け垣推進に関する 補助要綱 景観・風景
313 314 315 316		・かすみ堤沿道については樹木(各戸1本、 樹種はサクラ、ハナミズキ、ハナモモ、キン モクセイ、カエデ類等)を無償提供し、宅地 内緑化に協力を求める。これは、昭和町が まちづくりの一環として実施する。	Δ		・かすみ堤沿道に係る緑化に係る検討状況 1) 関連する区域は平成26年からの工事着工を計画している。 2) 事業着手にあたり、地域住民に対し、各戸1本、樹種はサクラ、ハナミズキ、ハナモモ、キンモクセイ、カエデ類等を無償提供し、宅地内緑化に協力を求める。これは昭和町がまちづくりの一環として実施する旨を周知するとともに、植樹に対し協力を求めることとしている。(P.II-42) 3) 今後、ビオトープ園、緑の回廊、地区の森、鎮守の森等については環境保全措置が図られるよう事業終了までに整備する。			
317		・大規模商業施設や流通業務施設については、敷地内緑化、特に外周の緑化に努めるよう協力を要請するとともに緑化協定等の締結を行い、良好な景観が維持されるようにする。		(1) 大規模店舗の供用に伴う 景観の調査 ・調査項目 景観の状況 建物外観、緑地等の管理	(事業者への要請・協定の締結)(補正評価書 P.WI-8-18~19) 1) 大規模商業施設や流通業務施設については、敷地内緑化、特に外	景観·風景 1) 事後調査 有 無	景観・風景 1) 予測結果の見直しの必要性 有 無	景観·風景 (大規模商業施設等)
319 320 321 322				状況、管理体制 ・調査年 施設建設後1年目 (平成20年度) 施設建設後5年目 (平成24年度) ・調査時期、調査頻度 景観の状況は年2回(夏・ 冬に各1回) 管理状況、管理体制は年 1回	2) 大規模商業施設については、開店前に緑化事業を実施し、広く県民から参加者を募集し、外周緑化を実施した。また、この緑化事業については土地区画整理組合からも役員、事務局、地権者が参加した。(資料No.26) 3) 今後については、植樹された樹木の適正な管理を要請する。 ・ 大規模商業施設等への景観保全に対する要請等 その2	2) 事後調査期間: 平成23年度(施設建設後1年目) 夏 9月12日 冬 12月27日 平成27年度(施設建設後5年目) 3) 調査地数 大規模店舗敷地周辺 4) 測定回数:年2回(夏·冬に各1回) 5) 測定結果(予測値): 別添 調査結果	2)検討内容 壁面の色については、当初の環境 保全措置の中に記されている茶系 統色ではないが、壁面の色の決定 に至る経緯や、使用している色も 原色系は避け、落ち着いた色彩に なっていることから問題はないと判	イオンモール外周緑化の取り組み
323				・調査場所 景観の状況は大規模店 舗敷地内及びその周辺 管理状況、管理体制は大 規模店舗敷地内	(緑化方針遵守の要請) 1) 大規模商業施設事業者に対しては、常永土地区画整理組合が定め			
325					(銀味主を指導することにより休主されている。3) 今後については、静観することとしている。			
326 327		・ 大規模商業施設については以下の緑化方 針に従って緑化を行うよう要請する。	0		・ 緑化方針の反映状況の検証 その2(付帯事項) 1) 緑化方針に従い、緑化を要請した結果、緑化計画として、県内に多く自生する樹種を選定し、県内に自生する割合に応じ本数を決定し、樹種が偏らないよう混ぜて植樹を行こととなった。			景観・風景
328		* 敷地外周部に緑地帯を配置し、高木及び 低木による植栽を行い、周辺景観との調和 に配慮する。	0		 今後については、植樹した樹木の生育状況を静観することとしている。 			
329		* 駐車場内にも低木による植樹帯を配置し、 利用客の歩行の安全性の確保とともに良 好な敷地内景観の創出に配慮する。	0					
330		* 緑地帯に植栽する高木は周辺の住宅地や 農業地域との調和を図るため、植栽間隔を 6mとし、また、早期に緑化を図るため樹高 約3mの樹木を植栽する。						
331		・ 樹種は、高木はこの地域における潜在自然 植生(シラカシ群集)の構成種であるシラカ シ、アラカシ等の常緑樹、低木はサザンカ、 ツバキ類の常緑広葉樹を植栽する。						

環境保全措置の実施状況及び調査結果 表 V - 1 (19) 実施状況: O実施 ×未実施 △今後実施

列 No.	大項目	小項目	環境保全措置	実施状況	事後調査計画	事後調査計画に対する対応状況	事後調査の実施状況	環境保全措置の再検討	資料No. その他関連する環境影響 評価項目
333			 大規模商業施設や流通業務施設の建築物の仕様については、整然とした町並み景観が創出、維持されるよう配慮することを要請するとともに建築協定等の締結を行い、良好な町並み景観を維持する。 			・環境保全措置を行うよう組合からの要請に対し、イオンモールの見解として、以下のような理由から現在の壁面の配色となった経緯を確認した。 * 長野県南部から関東平野にかけての大斜面は季節に関わらず太平洋からの短波長光(青色光)に照射されている。それによりこのエリアを含む関東圏全般の人々は「青方の色順応」を起こしているため、寒色系を好み高彩度な暖色系を敬遠する傾向にある。(出典:風土色と嗜好色 佐藤 邦夫/著 青娥書房)			資料No.27 大規模店舗の供用に伴う景 観の調査及び外観 資料No.28 色彩の検討時のイメージ図 (イオンモール提供)
334			* 看板や照明については、「屋外広告物法」、「山梨県景観条例」、「山梨県屋外広告物条例」、「山梨県生活環境の保全に関する条例」及び「昭和町市街化区域内の建築行為等に関する指導要綱」の規定に従うよう指導するとともに、甲府都市計画地区計画において「建築物の外壁及び屋根の色は、地区の環境に調和した、落ち着きのある色調にするものとする。」という制限を講じている。			また、甲府は葡萄栽培発祥の地であり、日本屈指のワイナリーとして有名である。葡萄はその房の多いことから「繁栄」の象徴であり、 蔦が長く伸びることから「生命力」の強さを意味している。甲府市の シンボルにも葡萄の色をイメージして取り入れられており、地域を代 表するショッピングセンターとなるため、住民の方に愛着のある葡萄 色をコンセプトカラーとして取り込み甲府らしさを演出した。さらに、 淡い紫色は、夏は暑く冬は寒い甲府において、暑いときには涼しく、 寒いときには温かく感じられる色ともなっている。 ベースカラーとして使用しているグレーは甲府城の石垣をイメージしている。甲府城の石垣は自然石を組み合わせたもので大きさの不			
335			以上の関係法令及び周辺の環境の状況から、大規模商業施設に対しては以下の内容について配慮するよう要請する。 * 屋上への大型看板や広告塔の設置を避けること。			揃いさや角の丸さが石垣特有の直線的なイメージを打開して、優しい女性的な石垣の風情を持っている。自然石を未加工で使っている場所も多く、石そのものの色が優しいパッチワークとなって景観に潤いと優しさを作り出している。地域カラーの紫とも相性が良く、優しいイメージは世代や性別を選ぶことなく、くつろぎと懐かしさを感じさせ			
336			* 壁面等の色は赤、青、黄色等の原色系の 色彩を避け、周囲の農業的環境、住宅地環 境に配慮した落ち着いた色彩(茶系統色な ど)を採用すること。	0		てくれる。 以上の考えをもとに、周辺との調和はもちろん、景観的にも地域に 根ざしたカラーと判断し計画した。 (資料No.27 大規模店舗の供用に伴う景観の調査及び外観)			
337			* 天空に向けたサーチライトや点滅灯などを 設置しないこと。	0					
338			* 屋外の駐車場等の照明は、周辺の住宅地、農地に影響を及ぼさないよう照明灯の設置場所、照明の方向、照度等に配慮すること。	0					
339 340 341 342 343			・対象事業実施区域南端に整備するビオトープ園は池を中心に多様な樹木で緑化を行い、自然林に近い状況を形成することにしており、そこには、池越しに南アルプスが眺望されるすぐれた自然景観が創出される。			ビオトープ園整備計画の進捗状況 詳細な検討は今後行うこととなるが、イヌハギ、メハジキ等保全した植物等は積極的にビオトープ園への植栽を検討する。 2) 今後、ビオトープ園、緑の回廊、地区の森、鎮守の森等については環境保全措置が図られるよう事業終了までに整備する。 ビオトープ園及び緑の回廊等の設置に係る検討状況 対象事業実施区域南端にビオトープ園及び緑の回廊を整備については、平成25年末までに用地を確保及び荒造成の予定であり、今後ままではませた。 			生態系の保全 景観・風景 人と自然とのふれあい活動
344						事業の進捗あわせて詳細について決定することとしている。 2) 今後、ビオトープ園、緑の回廊、地区の森、鎮守の森等については環境保全措置が図られるよう事業終了までに整備する。			

環境保全措置の実施状況及び調査結果 表 V − 1 (20) 実施状況: ○実施 ×未実施 △今後実施

列 No.	大項目	小項目	環境保全措置	実施状況	事後調査計画	事後調査計画に対する対応状況	事後訓	遺査の実	施状況	環境保全措置の再検討	資料No. その他関連する環境影響 評価項目
345	人と自然とのふれる	かの活	動の場 第区章 区-15 参照								H
346	(1) 東花輪川の桜 並木における触		・ 予測の結果、環境保全措置の必要はなし。 (補正評価書 IX-6ページ)	_	_		人と自然とのふ	いれあい	活動	人と自然とのふれあい活動	希少種 ・オオタカ、ハイタカ、サンショ
347	れ合い活動へ		(補止計価者 は一0パーク)				1) 事後調査	有	(#)	1) 予測結果の見直しの必要性 有 無	ウクイ
	の影響										・コアジサシ・シマヘビ
348	ア、工事の影響	工事中								2)検討内容:現時点で見直しの必要 性はないが、今後、事業の進捗す	水生生物 ・メダカ
	イ. 供用時の影響	供用時								る中で必要に応じ検討する。	・モノアラガイ
											・シマヘビ
											生態系の保全(代償) 景観・風景
											人と自然とのふれあい
349	(2) ビオトープ園、 鎮守の森、地区	供用時	なお、本事業では、以下に示すビオトープ 園・緑の回廊の整備、公園内の緑地の整備	Δ		・ビオトープ園及び緑の回廊等の設置に係る検討状況					生態系の保全 景観・風景
350	の森等、触れ合		等により、自然との触れ合い活動の場を創			1) 対象事業実施区域南端にビオトープ園及び緑の回廊を整備については、平成26年度予定であり、今後事業の進捗あわせて詳細につ	1)事後調査	有	(#)	1)予測結果の見直しの必要性 有 (無)	人と自然とのふれあい活動
351	い活動の整備 による影響		出する。 近隣公園内にビオトープ園を整備し、池を	Δ		いて決定することとしている。				2)検討内容:現時点で見直しの必要	
001			中心とした乾性草地、湿性草地、湿性林							性はないが、今後、事業の進捗す	
			地、常緑樹・落葉樹等の混交林の出現によ り多様な環境の創出を図る。							る中で必要に応じ検討する。	
352			街区公園内に、落葉広葉樹を主体に植栽	Δ		・ビオトープ園整備計画の進捗状況					
353			する「地区の森」、潜在自然植生であるシラカシ林を構成する種(常緑樹、落葉広葉樹)			1) 詳細な検討は今後行うこととなるが、イヌハギ、メハジキ等保全した					
			で植栽する「鎮守の森」を整備する。			植物等は積極的にビオトープ園に植栽していくよう検討する。					
354						2) 今後、ビオトープ園、緑の回廊、地区の森、鎮守の森等については 環境保全措置が図られるよう事業終了までに整備する。					
355						境境休主相恒が凶られるより争未於 J ま C に 定開する。					
	廃棄物等 (1) エ事中の廃棄		第区章 区-16 参照 ・土地区画整理組合及び事業者の構成員で	0	_	・ 循環型社会(3R)の進捗状況	廃棄物				資料No.1-2
1 1	物・発生土		ある昭和町は、工事中及び供用後において		_			_			工事等仕様書
35/	ア. 発生土	工事中	循環型社会の形成のため、3R(リデュース: 廃棄物の発生抑制、リユース:再使用、リサ			1) リデュースについては、使用できる道路側溝や擁壁は破壊せずに補 修を行い利用することに心がけた。	1)事後調査	有	(#)	1) 予測結果の見直しの必要性 有 (無)	廃棄物
			イクル:再資源化)を推進する。			リユースについては他の工事から発生する工事残土や石材を積極 的に利用し購入土を少なくした。				2) 順調に推移しているため見直しの	
						リサイクルについては工事にて発生するコンクリート、アスファルトコンクリート、木材、金属等を再資源化施設へ搬出し再資源化材料と				必要はない。	
						して工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで再生骨材、再					
						生アスファルト混合物、再生砂等を積極的に使用した。					
358						2) 今後についても同様に3Rに心がけ実施することとしている。					
359	/ エ東山の底奔物	工事由	- 丁声に坐4-2では「净訊丁声にかかて姿	0		* 再生材については工事等仕様書(資料No.1-2)に明記					
361	1. 工事中の廃業物	上争中	・工事に当たっては、「建設工事にかかる資 材の再資源化等に関する法律」に基づき、			・ 工事中の廃棄物の分別及び再資源化の推進 1) 工事業者に対し、建設副産物実態調査実施書及び建設系廃棄物マ					
301			分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講じ、再資源の十分な利用及び			ニュフェストにて確認により、再資源化等が適正に行われていること					
			廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利 用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、			を確認している。					
362			生活環境の保全、及び県民経済の健全な			2) 建設副産物実態調査実施書等より、本事業の廃棄物のリサイクル					
			発展に寄与するため、導水路、上下水道、 造成工事等で発生する無筋コンクリート			可能な建設廃材は100%再生処理施設へ搬入した。 また、がれきや家庭ゴミは最終処分場へ搬入した。					
000			塊、鉄筋コンクリート塊、アスファルト塊等は 山梨県指定の再資源化施設において処理			の 会後については、内益も同様に確却ナチュしいでいて					
363	(2) 供用時の廃棄物		する。			3) 今後については、以前と同様に確認することとしている。 ・ 新住民への3R等の指導					
365			・住居系地区に入居する新住民については、	0		・ 新住氏への3R等の指導 1) 転入者に対しては町民窓口課にてゴミの出し方等が掲載された資					資料No.29
	ア. 住居系地区か らの廃棄物の	供用時	昭和町の指導に基づき適切な箇所に収集 場所を設定し、昭和町により広報等を通じ			料を転入者セットとして配布し、資源の有効活用、リサイクル、ごみ の減量に努めるよう呼びかけを行っている。(資料No.29)					転入者セット
000	発生及び処理 の状況		てごみの収集方法、分別方法を周知徹底するとともに、資源の有効活用、リサイク								
366 367	1/1/10		ル、ごみの減量に努めるよう呼びかけを行う。			 全間をとおし、広報や環境のイベント等で定期的にPRしている。 う後については、上記を継続することとしている。 					
	イ. 大規模商業施	供用時	つ。 大規模商業施設や流通業務施設に対して	0		・大規模商業施設への廃棄物の発生抑制の状況					資料No.30
369	設からの廃棄	いくいけれず	は、再資源化可能な缶、ビン、容器包装プ			1) イオンモール甲府昭和におけるごみの減量に対するとりくみについ					イオンモール甲府昭和にお
000	物の発生及び 処理の状況		ラスティック等については積極的に回収し、 山梨県の許可を受けた処理業者に委託処			ては、環境方針を打ち出し、廃棄物については17項目に分別するこ					けるリサイクル及び分別等によるごみの減量に対する取
			理し、再資源化、再利用するとともに、物流 経路の簡素化等により梱包材の削減に努			とを徹底し、ごみの減量化とリサイクルが図られている。(資料No.30) また、来店者用にリサイクルボックスを設置するなどしてごみの減量					り組み
			め、また、できる限り簡易包装を推進し、レ			及びリサイクルに貢献している。					
370			ジ袋の使用量の削減に努めること、コピー 用紙、伝票、包装紙及び紙袋は再生紙の			2) 今後については、上記の活動について見守ることとしている。					
3/0			導入を図るよう指示する。			∠/ ¬/ 区/⊂ ンレ・・・(は、工心が/ロ新/⊂ ンレ・・・(元寸の⊂CCU 、レ゚゚゚)。					